

第5回 議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会

日時 令和4年9月28日(水)

13:00～

場所 議会会議室

1 開 会

2 報 告

(1) 市議会議員の要望等に関するチェックシート、事例集の作成

(2) 記録票兼報告書(様式)の見直し

(3) 協議が整った事項の運用開始

- ・ 市議が他団体の役員等として要望した場合の取扱い
- ・ 市議への注意喚起及び事前警告の実施

3 協 議

議員による不当要求行為の再発防止策等について

4 次回の開催について

5 その他

市議会議員の要望等に関するチェックリスト

記入方法

市議会議員の要望等の中で、該当する行為があればチェックボックスをクリックしチェック（☑）を入れてください。判断に当たっては、「姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例及び規則運用マニュアル」の3～7ページや姫路市不当要求行為事例集（市議会議員による行為）を参考にしてください。行為に至った経緯や理由（職員が誤った対応をした等）は問いません。行為の有無のみを判断してください。

担当倫理監督者氏名（ ）

（参考）姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例で定める不当要求行為

- ア 暴行、脅迫又は大声若しくは威圧的言動等の社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為
- イ 正当な理由なく面会を強要する行為
- ウ 正当な権利行使を装った違法な手段又は社会的相当性を逸脱した手段により、金品を要求し、又は物品の購入、工事の計画の変更、工事の中止、工事の下請けへの参入若しくは不当な補償等を要求する行為
- エ 庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに職員の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為
- オ 正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為
- カ その他職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である行為

種別	市議会議員からの職員に対する行為
ア	<input type="checkbox"/> 殴る・蹴る・名札のひもを引っ張る等の暴行を行った。
	<input type="checkbox"/> 物を投げつける、椅子を蹴る等の行為を行った。
	<input type="checkbox"/> 脅迫した。
	<input type="checkbox"/> 大声を発した。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 命令口調で大声を発した。 <input type="checkbox"/> 職員に静かに話すよう求められたにも関わらず、大声を出し続けた。 <input type="checkbox"/> 作為・不作為を大声で要求した。 <input type="checkbox"/> 上記以外で大声を発した。
	<input type="checkbox"/> 職員に対する不適切な又は侮辱する発言をした。 「おまえ」「あんた」「ワレ」「アホ」「嘘つき」「あなたでは話にならん」「舐めているのか」「職員の能力が低いから対応できないんだ」等
	<input type="checkbox"/> 職員を威圧する発言をした。 「要求に応じなければ、〇〇に言う」「責任とることができるんか」「ごちゃごちゃ言うな」「公金支出できないのであれば職員が支払え」「どうなっても知らんからな」「〇〇せんかい」等
	<input type="checkbox"/> 動作で職員を威圧した。 机を叩く、書類を叩きつける、職員を睨みつける、職員に顔を近づける、職員の発言を許さず一方的に主張を続けた等
<input type="checkbox"/> 議員（議会）特有の権利の行使をほのめかしつつ要望等を行った。 「応じなければ本会議で質問(委員会で問題に)する」「応じなければ決算を認めない」等	
イ	<input type="checkbox"/> 用件を言わずに、職員を呼びつけた。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職員が用件を尋ねているにも関わらず、用件を言わずに呼びつけた。 <input type="checkbox"/> 上記以外で、用件を言わずに職員を呼びつけた。
	<input type="checkbox"/> 職員からできない旨を伝えられたにも関わらず、上司の応対を要求した。
ウ	<input type="checkbox"/> 工事の計画の変更、工事の中止等を要求した。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職員から工事の変更・中止等をしない旨の説明を受けたにも関わらず、工事の変更・中止等を要求した。 <input type="checkbox"/> 上記以外で、工事の変更・中止等を要求した。
	<input type="checkbox"/> 正当な理由・根拠を示さず、契約解除を要求した。
エ	<input type="checkbox"/> 職員の制止に反して執務室に立ち入ろうとした。
	<input type="checkbox"/> 職員に執務室から退室してほしい旨を伝えられたにも関わらず居座った。

種別	市議会議員からの職員に対する行為
オ	<input type="checkbox"/> 公共工事等において特定の業者・部材を使用するよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 職員からできない旨の説明を受けたにも関わらず、特定の業者・部材を使用するよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 上記以外で、公共工事等において特定の業者・部材を使用するよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 仕様や約款等を変更するよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 職員からできない旨の説明を受けたにも関わらず、仕様や約款等を変更するよう要求した。
カ	<input type="checkbox"/> 上記の他、仕様や約款等を変更するよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 職員からできない旨の説明を受けたにも関わらず、許認可等に関し特定のものに対して、特に有利又は不利な取扱いを要求した。
	<input type="checkbox"/> 1回の要望等が60分を超えた。
	<input type="checkbox"/> 何度も同じ内容の要望を繰り返し、1回の要望等が60分を超えた。
	<input type="checkbox"/> 職員が止めているにも関わらず要望等を続けた結果、1回の要望等が60分を超えた。
	<input type="checkbox"/> 上記以外で、1回の要望等が60分を超えた。
	<input type="checkbox"/> 1日に2回以上、又は数日にわたり同一の要望等を行った。
	<input type="checkbox"/> 職員から対応できない旨の説明を受けたにも関わらず、繰り返し要望等を行った。
	<input type="checkbox"/> 電話を上司に繋ぐよう繰り返し要求した。
	<input type="checkbox"/> 職務上知り得た秘密（情報）を提供するよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 公表されていない入札等契約事務に関する情報を提供するよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 上記以外で職務上知り得た秘密（情報）を提供するよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 一般市民に対しては行わない対応を自ら（又は支援者等）に行うよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 市民等の権利の行使を妨げるよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 正当な理由・根拠を明示せず、事業を実施しないよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 職員の採用・異動・処分・昇任・降級を要求した。
	<input type="checkbox"/> 職員からできない旨の説明を受けたにも関わらず、事業を実施するよう要求した。
	<input type="checkbox"/> 「何とかしろ。」「今すぐ着手しろ。」「〇月までに終わらせる。」等
	<input type="checkbox"/> 緊急対応の必要のない案件にも関わらず、時間外・休日に要望等を行った。
	<input type="checkbox"/> 経緯説明等を文書で行うよう要求した。
<input type="checkbox"/> 職員から文書を出さない旨の説明を受けたにも関わらず、経緯説明等を文書で行うよう要求した。	
<input type="checkbox"/> 上記以外で、経緯説明等を文書で行うよう要求した。	
<input type="checkbox"/> 職員から受領できない旨の説明を受けたにも関わらず、文書等を受領するよう要求した。	
<input type="checkbox"/> 複数人で対応できないことを理由に要望等の対応を断られたにも関わらず、単身で要望に対応するよう要求した。	
<input type="checkbox"/> 事前に日程調整することなく、突然に要望等を行った。	
<input type="checkbox"/> 上記のほか特に注意を要する行為があった。（事例集参照）	
<input type="checkbox"/> （ ）	
<p style="text-align: center;">チェック数 0 個</p>	

議員による不当要求行為 防止のための事例集



姫路市

1 作成の経緯

本市では、令和2年9月の定例会の本会議質問を契機に表面化した市議会議員の不当要求事案について調査・検証等を行い、令和4年2月に「姫路市議会議員による不当要求事案に関する報告書」を作成・公表した。

報告書において、事案の起きた原因の一つとして不当要求行為の判断が不的確で職員によって判断基準にばらつきがあること及び市議会議員への過度な配慮から不当要求行為と判断しない等不当要求行為の判断が不的確であったことを挙げた。

報告書作成後に不当要求行為該当性の判断方法について検討を行い、令和4年4月25日以降、市議会議員の不当要求行為該当性については、副市長、総務局長、法務専門員等で構成する「姫路市要望等庁内審議会」で判断を行い、同審議会の判断を基に各任命権者が不当要求行為の認定を行うこととした。

そしてこの度、市議会議員の要望等の言動で不当要求行為に該当する又は繋がる可能性のある言動をまとめた「市議会議員の要望等に関するチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を作成し、チェックリストにチェックの入った要望等を同審議会で審議することとした。

不当要求行為に該当する可能性のある市議会議員の言動全てをチェックリストに含むことができれば良いが、多種多様な不当要求行為の全てを網羅することは困難である。そのため、チェックリストを補完するものとして過去の不当要求事案等を参考に本事例集を作成した。

2 事例集の使い方

所管課においては、市議会議員からの要望等を受けた場合は要望記録を作成するとともに、チェックリストの記入を行う。チェックリスト記入の際は、「姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例及び規則運用マニュアル」と併せて本事例集を確認し、類似事例があればチェックリストの「上記のほか特に注意を要する行為があった。」にチェックするとともに、具体的内容を記入する。

なお、本事例集において「条例」とは、「姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例」を指す。

①暴行、②脅迫又は③大声若しくは威圧的言動等の社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為（条例第2条第4号ア）

具体例

- ・「事業をやめんかい。」と職員を威迫し困惑させた。
- ・「要望（違法又は不適當な事業の実施）どおりしないのであれば、インターネットで公表する。」と言う。
- ・「国や県に言って補助事業を実施できないようにしてやる。」と言う。
- ・「要望（違法又は不適當な事業の実施）どおり工事しないのであれば、地元に行って市に協力しないよう働きかける。」と言う。
- ・「要望（違法又は不適當な事業の実施）どおり実施しないのであれば、決算を認めない。」と言う。
- ・「要望（違法又は不適當な事業の実施）どおり実施しないのであれば、市長に言うぞ。」と言う。
- ・窓口において大声で職員を叱責するとともに、事案に関係のない職員を呼び出し長時間にわたり叱責を続けた。
- ・市が誘致したイベントにおいて、市民やイベント関係者等が往来している場で職員を大声で叱責した。
- ・「分納している市民に対する差押えはひどい。差押えを解除しなければ議会で追及する。」と言う。

正当な理由なく面会を強要する行為（条例第2条第4号イ）

具体例

- ・担当職員が応対する旨を伝えているにも関わらず、特定の職員の応対を求めた。

庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに職員の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為（条例第2条第4号エ）

具体例

- ・執務室に長時間居座り、言いがかりをつけた。

（参考）

姫路市庁舎管理規則で定める禁止行為の例

（姫路市庁舎管理規則第7条、第7条の2）

- ・示威又はけん騒にわたる行為
- ・面接の強要、乱暴な言動又は他人に嫌悪の情を催させる行為
- ・みだりに守衛室、中央監視室、電話交換室、機械室、電気室その他立入を禁止する区域に立ち入る行為
- ・撮影、録画その他これに類する行為（職員は除く。）

正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為（条例第2条第4号オ）

具体例

- ・正当な理由、根拠を示さず、契約変更するよう求めた。
- ・特定の業者の便宜を図るため、業者決定を遅らせるよう求めた。
- ・特定の業者が参入しやすいよう仕様の変更を求めた。
- ・既に内容が決定している市のイベントに、特定の業者を活用するよう求めた。
- ・問題ないにも関わらず今まで請け負ってきた業者の実績不良を訴え、業者選定の際に当該業者を除外するよう求めた。
- ・特定の業者を業務委託で使用するよう求めた。
- ・特定の業者を業務委託の下請けに使用するよう求めた。
- ・特定の団体の補助金申請を市に代わりに行わせた。
- ・特定の業者の認可申請について、早期に認可するよう求めた。

その他職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である行為 (条例第2条第4号カ)

具体例

- ・急を要さないにも関わらず、勤務時間外に要望等に応じるよう求めた。
- ・職員が市役所の開庁日に対応する旨を説明しているにも関わらず、執拗に即日対応を求めた。
- ・公開できないことを説明したにも関わらず、入札や契約に関する書面を見せるよう求めた。
- ・要望等の実施に反対した職員の異動を求めた。
- ・正当な理由が無いにも関わらず、入札の中止を求めた。
- ・要望等の対応に満足せず、職員への叱責を続けた。
- ・職員の発言に誤りがあったが、既に十分な謝罪があったにも関わらず、繰り返し不満を訴えたとともに職員を叱責した。
- ・民間団体が行うべきことであるにも関わらず、関係局に職員を動員するよう求めた。
- ・公共工事の実施に当たり、自身に対し落札業者をあいさつに来させるよう求めた。
- ・職員が検討する旨を伝えているにも関わらず、その場で対応を約束するよう求めた。
- ・通常業務に支障をきたすため対応が困難と伝えているにも関わらず、過度な資料の作成・提出を職員に求めた。

(参考)

不当要求行為に該当しない行為であっても、不適切と認められる言動については積極的に注意すること。

具体例

- ・ボディタッチ等の不適切な行為
- ・居住地・家族構成・電話番号を過度に聞く等のプライベートを詮索する行為
- ・職員を無視する等の個人を攻撃する行為
- ・職務に関係のない用件で職員を呼びつける行為
- ・懇親会や地域のイベントへの参加を強要する行為

(様式)

要望等(不当要求行為を含む。)に係る記録票兼報告書

対応日時	令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分		
要望等を受けた方法	<input type="checkbox"/> 面談(場所:) <input type="checkbox"/> 電話		
要望者 (同席者含む。)	区分	<input type="checkbox"/> 個人(<input type="checkbox"/> うち市議会議員) <input type="checkbox"/> 法人その他の団体(<input type="checkbox"/> うち市議会議員) <input type="checkbox"/> 公職者等(<input type="checkbox"/> うち市議会議員)	
	住所・電話 団体名・所属・役職等 氏名		
対応した職員	所属 職名 氏名	職名 氏名	職名 氏名
要望等の種別 <small>※不当要求行為があった場合 入力不要</small>	<input type="checkbox"/> 通常の要望等(<input type="checkbox"/> 要望・依頼 <input type="checkbox"/> 提言・提案 <input type="checkbox"/> 意見・苦情 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 保健 <input type="checkbox"/> 下水 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 債権 <input type="checkbox"/> 産業 <input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 安全 <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 制度 <input type="checkbox"/> その他()		
不当要求行為の種別 <small>※不当要求行為が無かった場 合は入力不要 ※要望者が市議の場合、庁内審 議会審議後に入力</small>	<input type="checkbox"/> 不当要求行為 <input type="checkbox"/> 暴行・脅迫等 <input type="checkbox"/> 面会強要 <input type="checkbox"/> 金品の要求等 <input type="checkbox"/> 施設保全、秩序維持 <input type="checkbox"/> (許認可等又は請負その他契約に関する)不当な取扱いの要求 <input type="checkbox"/> その他		
件名			
要望等の概要 (不当要求行為の 場合は、要望者の 言動、職員の対応 状況等を記載)			
対応結果	要望等の対応 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 継続		
記録内容の確認 申出・訂正履歴	要望者 記録内容 確認欄	年 月 日 確認あり (要望者が希望する場合、押印又はサイン)	年 月 日 <input type="checkbox"/> 訂正なし <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追記
			対応職員 所属 職名 氏名

◎必要であればセルの大きさを自由に変えていただいても構いません。

◎不当要求行為の場合は、決裁後電子データを職員倫理課へ提出してください。(職員倫理課への合議は不要)

◎市議会議員の要望等については、倫理監督者を決裁ルートに加え、全て局長決裁としてください。
(倫理監督者承認→局長確認→職員倫理課合議→局長決裁)

予算執行に関する議会への説明について

1 報告書の記載

「姫路市議会議員による不当要求事案に関する報告書（令和4年2月）」

(3) 議会への説明責任の履行の確保（一部抜粋）24頁

重要な事案については積極的に議会に対して説明を行うこととする。特に緊急・特例的な予算措置を要する案件、大幅な経費の増減を伴う案件等については、議会に対する事前説明の徹底を図り、公正かつ透明な事業執行の確保に努める（姫路市議会基本条例第19条は「市長は、予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成に努めるものとする。」と規定する。）。

2 議会への説明責任の履行

(1) 対象

事前説明の対象については、報告書の主旨・目的を踏まえ、市単独投資的経費の個所付け対象事業のうち、以下のすべてを満たすものとする。

個所付け予算の有無	あり	なし
執行予定額	五千万円以上	二千万円以上
予算からの増加率	30%以上	—

ただし、土質、地下埋設物、設備故障や安全対策等、予算編成時には予測困難な事例については議会説明の対象外とする一方、上記要件に該当しない場合でも、その変更が議員や関係団体の要望によるもの等、担当局において特に説明が必要と判断される事例については、議会説明の対象とする。

(2) 事前説明方法

各委員会の委員長・副委員長に事前説明を行い、いずれの対応かを確認する。

- ・委員会を開催して事前説明
- ・各委員に個別に事前説明
- ・次回委員会において事後報告
- ・委員会での報告不要

(3) 開始時期

令和5年度からの実施とする。

市議からの要望等に係る録音の取扱いについて

1 録音の対象

- ・市議からの要望等 ⇒ 全件録音の義務化
- ・市議以外からの要望等 ⇒ 録音は任意 ※「できる」規定。規則第8条第2項

2 録音の起点と面談時間

- ・録音は、市議との面談開始時から実施する。
- ・電話による要望等は、原則禁止とする。
- ・面談時間は、原則30分以内とし、最長でも1時間を超えないものとする。
- ・1時間を超えることが見込まれる場合は、別の日にアポイントを取ることとする。

3 録音方法

- ・ICレコーダーを使用

4 音声データ

- ・市議からの要望等 ⇒ 組織の共用文書として活用するため、公文書（電磁的記録）として取り扱う。
- ・市議以外からの要望等 ⇒ 手控え（メモ）のため、公文書として取り扱わない。
※不当要求行為が認められる場合は公文書として取り扱う。

5 保存期間

- ・要望等に係る音声データ ⇒ 原則、報告書の決裁完了後に廃棄
- ・不当要求行為に係る音声データ ⇒ 10年保存

6 情報公開

- ・要望等に係る記録票兼報告書の決裁完了時まで
⇒ 不開示（姫路市情報公開条例 第7条第4号【審議、検討又は協議に関する事項】）
- ・要望等に係る記録票兼報告書の決裁完了後
⇒ 条例等に基づき対応（姫路市情報公開条例及び個人情報保護条例）